

島根県地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 県は、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進め、過酷な勤務環境となっている医師の勤務環境改善を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知の別紙）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、令和6年4月1日医政発0401第23号厚生労働省医政局長一部改正通知の別紙）第3（1）⑥のうち、「I 地域医療勤務環境改善体制整備事業」を交付の対象とする。

(補助金交付額の算出方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

- (1) 別表第1欄に規定する基準額と別表第2欄に規定する対象経費の実支出額に別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

(補助金の交付条件)

第4条 この補助金の交付決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で単価が50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換

し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式4により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（交付申請）

第5条 この補助金の交付の申請は、様式1による申請書を別に定める期日までに、知事に提出して行うものとする。

（変更申請）

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第5条に定める申請手続に従い、知事が別に定める期日までに様式2を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第7条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1か月以内（第4条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1か月以内）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに様式3による報告書を知事に提出して行わなければならない。

（県内中小企業への配慮）

第8条 この事業の実施に際し、補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則（令和3年6月22日医第460号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年9月29日医第901号）

1. この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
2. 令和4年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附 則（令和6年9月30日医第559号）

1. この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
2. 令和5年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>療養病床を除く最大使用病床数1床当たり133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額</p> <p>ただし、病床数が20床未満の場合は20床として算定する。</p> <p>また、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号、令和6年4月1日医政発0401第23号厚生労働省医政局長通知の別紙）第3（1）⑥の別記3の2（1）③において「精神科救急」を根拠とする場合は、精神病床の最大使用病床数とする。</p>	<p>医師の労働時間短縮に向けた取組として、当該補助事業者が作成する「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に要する経費</p> <p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費</p>	<p>（1）補助事業者の資産の形成につながる費用 2 / 3</p> <p>（2）上記（1）以外の費用 10 / 10</p>